

アドベンチャートラベル商品造成・販路拡大支援業務

公募型企画競争 提案説明書

1 業務名

アドベンチャートラベル商品造成・販路拡大支援業務

2 背景及び目的

本年9月、アドベンチャートラベル（以下、「AT」という）の世界最大の商談会であるアドベンチャートラベル・ワールドサミット（以下、「ATWS」という）が札幌コンベンションセンターをメイン会場としてアジアで初開催される予定となっている。ATWSの開催は、欧米豪での札幌・北海道の認知を向上させるとともに、道内旅行会社が海外旅行会社とのコネクションを築き、大きく販路を拡大させていく千載一遇の機会であることから、これを契機に札幌・北海道にATを定着・発展させていくことが重要である。

そのためには、今後増加が見込まれるAT客の需要に応えるため、札幌・北海道でATに関わる人材の増加、AT商品造成に関わる人材のネットワーク構築、AT関係人材のレベルアップを同時に進め、質的・量的ともにAT関係人材の強化を図っていくことが重要であると考えられる。

そこで今回、今後札幌で活躍することが期待できるガイドに向けたフィールド研修、当該ガイドによる新規ATツアーの造成・モニターツアーの実施といったツアー商品造成に係る過程を通じ、質的・量的ともにAT関係人材の強化を図ることで、受入体制を強化し、誘客拡大に繋げることを目的とする。

3 契約概要

(1) 契約方法

契約については、公募型企画競争により選定された契約候補者と本市の間で詳細を交渉のうえ、協議が整った場合に、随意契約により当該業務の契約を締結する。協議の中で企画提案内容の一部を変更することがある。

選定された契約候補者との協議が不調に終わった場合、又は、契約候補者が「6 参加資格要件」のいずれかに該当しないこととなった場合は、「アドベンチャートラベル商品造成・販路拡大支援業務企画競争実施委員会」において次点とされた団体と協議を行い、協議が整った場合には、随意契約により当該業務の契約を締結する。

(2) 契約期間

契約締結日から令和6年3月22日（金）までの間の所定の日

(3) 予算規模（契約限度額）

上限 8,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

4 業務内容

札幌で活躍することが期待できるガイドの選定・ガイド向けフィールド研修、当該ガイドが案内する新規ツアーの造成・モニターツアーの実施を通じ、質的・量的ともにAT関係人材の強化を図るため、下記(1)～(4)に記載する業務を実施すること。

(1) ガイドの選定及びガイド向けフィールド研修

札幌をフィールドに活躍することが期待できるガイド6名以上を選定し、当該ガイドを対象としたフィールド研修を実施すること。

ア ガイドの選定

下記の要件に合致するガイドを合計6名以上選定すること。

① 文化体験の案内を得意とするガイド 3名以上

- ・ 札幌又は札幌近郊に居住し、札幌をフィールドにガイドを行っている又は札幌をフィールドにガイドを行う意欲があること。
- ・ 英語スキルは、通訳案内士又はCEFR※ B2相当以上であること。
- ・ 下記4(2)アで造成するATツアーにおいて、当該ガイドがツアーコンダクターを行うことを想定している場合、当該ガイドは旅程管理主任者（国内／総合）の資格を取得している者であること。

② アクティビティを得意とするガイド 2名以上

- ・ 札幌又は札幌近郊に居住し、札幌をフィールドにガイドを行っている又は札幌をフィールドにガイドを行う意欲があること。
- ・ 英語スキルは、CEFR B1相当以上であることが望ましい。
- ・ ガイドは案内するアクティビティの種類に応じた保有資格を明示できる者とし、事故対応や応急措置ができることを担保すること。また、可能な限り北海道アウトドアガイド資格を保有するガイドであることが望ましい。

※CEFR(Common European Framework of Reference for Languages)…欧州評議

会で開発された外国語の学習者の習得状況を示す際に用いられる指標。

③ 留意事項

- ・ 本事業で選定するガイドは、札幌をフィールドにガイドとして活躍しているものの、まだATに取り組んでいない又は取り組み始めて間もないガイド、若しくは札幌以外でATのガイドとして活躍しているものの、札幌でのATのガイドとして活躍していないガイドとするため、既に札幌をフィールドにATのガイドとして活動しているガイドは対象外とする。
- ・ 各ガイドは、将来的にATTA（アドベンチャートラベル・トレードアソシエーション）が発行するATガイド基準（ATGS（アドベンチャートラベルガイドスタンダード））を満たすガイドとなることを期待しているため、これを踏まえた相応しい人選を行うこと。

イ フィールド研修

① 目的

AT客に合わせた対応力の向上や、相互的なコミュニケーション力の向上

② 対象者

上記4(1)アのガイド

③ 実施時期

令和5年6月

④ 実施形態

野外での実際のAT体験を通じた実施研修

ウ 業務内容

① ガイドの選定

② フィールド研修の企画・運営

③ フィールド研修の参加者取りまとめ等の事務局業務全般

④ アンケート実施、集計、分析

(2) 新規ATツアーの造成及びモニターツアーの企画・実施

上記4(1)アにおいて選定したガイドが案内する新たなATツアーを造成すること。
また、当該ツアーに係るモニターツアーを実施すること。

ア 新規ATツアーの造成

① 所要時間

2時間以上（1day ツアー）

② 催行地域

札幌市内及び札幌近郊

(発着地は札幌市内とし、ツアー内の主要な体験には札幌市内のコンテンツを含むこと)

③ ターゲット

A T嗜好層

④ ツアー本数

6本以上

⑤ 催行時期

グリーシーズンを催行時期とするもの…1本以上

ウィンターシーズンを催行する時期とするもの…1本以上

通年催行が可能なもの…1本以上

⑥ 留意点

・ハードなアクティビティだけでなく、難易度レベル1～2に相応するソフトアクティビティを組み合わせたツアーも検討すること。

参考) レベル1ーゆるやか(文化体験、軽いアクティビティ、野生動物観察など)
レベル2ーやさしい(初心者レベル、簡単な身体活動、1日2～5時間のアクティビティ)

・4(1)アのガイドは、各ツアーの主要なガイド(主要コンテンツのガイド又は全行程を通じたガイド)に配置すること。

イ モニターツアー

① 目的

実践を通じたA Tのガイドとしてのスキルアップ

ガイドと道内旅行会社等のネットワークづくり

② 参加者数

各ツアー10名程度

③ 対象者

外国人及び道内旅行会社・宿泊事業者等の観光関連事業者

④ 実施時期

グリーシーズンを催行時期とするもの…6月～7月 又は 9月～10月

ウィンターシーズンを催行する時期とするもの…1～2月

通年催行が可能なもの…6月～7月 又は 9～10月 又は 1～2月

- ⑤ 実施回数
各ツアー1回以上
- ⑥ 実施言語
英語

ウ 業務内容

- ① 新規ATツアーの企画・造成
- ② モニターツアーの企画・運営・調整
- ③ モニターツアー参加者の募集・参加者取りまとめ等の事務局業務全般
- ④ アンケート実施、集計、分析
- ⑤ ガイドへのフィードバック

(3) WEBサイトでのATツアーの紹介

4(1)(2)の実施により、新たに造成されたATツアーを取りまとめ、販路拡大のため、OTA等のウェブサイトに掲載し、海外から当該WEBサイトから商品を予約できるよう整えること。

(4) 実施結果等の報告

事業終了時に実施概要、実施結果及び効果を取りまとめた報告書を、提出すること。報告書は、画像や図表、数値データを用いて、できる限り分かりやすいものにする。

5 企画提案を求める事項

以下の項目について企画提案書を作成するものとする。

(1) ガイドの選定及びガイド向けフィールド研修

ア ガイドの選定

提案するガイドについて、下記の項目等について具体的に示すこと。

- ① ガイドの氏名、経歴
- ② 当該ガイドが4(1)ア①と②いずれに該当するか
- ③ ガイドとしての稼働歴、保有する資格
- ④ ATに関わった経験
- ⑤ 札幌でのガイド経験
- ⑥ ガイドを得意とする分野

⑦ 自身が札幌でガイドを行う場合のツアーのアイデア（2～3つ）

イ フィールド研修

手法、内容、開催場所、開催時期、実施回数、想定人数等について示した具体的な提案を行うこと。また、併せて当該手法・内容等を提案した理由を示すこと。

(2) 新規ATツアーの造成及びモニターツアーの企画・実施

ア 新規ATツアーの造成

ツアーの造成に係る考え方・方針を示すとともに、下記の内容等を具体的に示した新規ATツアー案を提案すること。

- ① ツアーの本数
- ② 催行人数、催行可能時期
- ③ 体験コンテンツ
- ④ ガイドの配置箇所及び配置するガイド
- ⑤ 集合場所、解散場所、交通手段
- ⑥ 所要時間

なお、ガイドのアイデアをもとに、ツアーを構成するものとするが、提案者はATツアーに求められるツアーのコンセプト・ストーリー設定や、ATTAが提唱する5つの体験価値（ユニークさ、自己変革、健康であること、挑戦、ローインパクト）のうち注力する分野や、環境・社会文化・地域経済への貢献を考慮し、ATツアー案を提案すること。

(※提案にあたっての注意点)

本企画提案においては、4(1)アのガイドの知識・AT旅行者の嗜好の理解・着眼点等、また提案者のATへの理解について審査をすることから、提案時点で確定している内容である必要はなく、想定の内容として示すこと。

イ モニターツアー

実施時期、実施回数、想定人数、アンケート手法、ガイドへのフィードバックの手法等について示した具体的な提案を行うこと。

(3) WEBサイトでのATツアーの紹介

下記の項目等を盛り込んだ具体的な内容を示すこと。

- ア ATツアーを掲載するWEB媒体
- イ ATツアーの掲載期間、掲載本数

- ウ ATツアーを掲載するWEB媒体の言語展開
- エ WEBサイトへのツアー掲載後の販売促進計画

(4) 効果測定

- ア 当該事業の有効性を測る事業指標及び成果指標を設定し、それぞれの設定目標を示すこと。
- イ 当該事業指標及び成果指標の具体的な測定方法、測定時期を示すこと。
- ウ 当該業務に基づく波及効果の測定について提案がある場合は、波及効果の内容(指標)、測定方法、測定時期及び目標についても示すこと。

(5) 実施体制及び実施スケジュール

- ア 業務体制(人員体制を含む。但し、必ずしも氏名を明示する必要はない。)並びに業務の総括責任者及び各パートの責任者の役職及び実績を示すこと。
- イ 提案者及び業務体制を構成する事業者の会社概要並びにこれまでの類似業務の実施実績を示すこと。
- ウ 準備及び効果測定を含めた業務スケジュールを示すこと。

(6) 見積もり

業務の実施に必要な経費の総額及び内訳を明らかにした見積を示すこと。

6 参加資格要件

札幌市の競争入札参加資格者名簿に登録されており、かつ、次に掲げる(1)~(3)の全ての要件を満たすものであること。

ただし、札幌市の競争入札参加資格者名簿に登録されていないものであっても、次に掲げる(1)~(3)の全ての要件を満たしている場合は、下表に定める必要書面の提出を行うことで、参加の申込を行うことができる。なお、これらの書面は参加申込書と同時に提出するものとする。

- (1) 本企画競争において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後の者は除く)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

- (3) 札幌市の競争入札参加停止等措置要領等の規定に基づき参加停止の措置を受けていないこと。

＜札幌市の競争入札参加資格者名簿に登録されていないものが提出する書面＞

| 提出書面 | 備考 |
|------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| ア 申出書 | (様式3) |
| イ 登記事項証明書 | ※登記は現在事項証明または全部事項証明(写し可) ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの |
| ウ 財務諸表(直前2期分) | 貸借対照表、損益計算書 |
| エ 納税証明書 (市区町村税) | ※本店(契約権限を委任する場合は受任先)の所在地の市区町村が発行するもの(写し可) ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの |
| オ 納税証明書 (消費税・地方消費税) | ※未納がない旨の証明書(その3の3)(写し可) ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの |

7 参加手続きに関する事項

(1) 日程

| | |
|-------------------|-------------------------------|
| ア 公募開始 | 令和5年5月8日(月) |
| イ 参加申込書の提出期限 | 令和5年5月22日(月) <u>12時00分</u> 必着 |
| ウ 企画提案書の提出期限 | 令和5年5月26日(金) <u>12時00分</u> 必着 |
| エ 実施委員会による書面審査の実施 | 令和5年5月下旬 |
| オ 提案事業者への選定結果の通知 | 令和5年5月下旬 |
| カ 契約締結 | 令和5年6月上旬 |

(2) 提出書類

各種書類は、上記(1)の提出期限までに、札幌市観光・MICE 推進部観光・MICE 推進課へ郵送(書留郵便等配達状況を確認できるものに限る)又は持参により提出すること。

| | |
|-------------------------------|-----|
| ア 参加申込書(様式1) | 1部 |
| イ 企画提案書及び参考見積書(様式自由、A4縦、両面使用) | |
| ・表紙に提案者の団体名称を記載したもの | 3部 |
| ・提案者の団体名称が記載されていないもの | 12部 |
| ウ 上記イのPDFデータ(CD又はDVD) | 1部 |

(3) 留意事項

- ア 申込書類に虚偽があった場合は失格とする。
- イ 提出のあった申込書類は返却しない。
- ウ 審査の公正を期すため、企画提案書には、会社名、住所、ロゴマークなどプロポーザル参加者を特定できる表示を付さないこと。

(4) 質問の受付及び回答

企画提案を行うにあたり質問がある場合は、質問受付期間内に所定の書面(様式2)に質問の要旨を簡潔に記入し、電子メールで送信すること。

ア 質問受付期限

令和5年5月16日(火)12時00分まで

イ 質問に対する回答

質問を受けた場合は質問者に随時回答するとともに、企画提案を募集する上で広く周知すべきと判断されるものについては、質問の内容を札幌市ホームページで公表する。

ウ 送付先電子メールアドレス

kanko@city.sapporo.jp

※メールのタイトルは「(団体名)【アドベンチャートラベル商品造成・販路拡大支援業務】質問書」とする。

8 契約候補者の選定方法

企画提案の内容は、「アドベンチャートラベル商品造成・販路拡大支援業務企画競争実施委員会」(以下「実施委員会」という。)において、別添「評価項目及び評価基準表」により総合的に審査し、最も優れた企画提案者を契約候補者として選定する。

(1) 参加資格の審査及び結果の通知

「6 参加資格要件」に基づき審査を行い、結果を通知する。参加資格を満たさない場合は、書面により結果を通知する。

(2) 実施委員会による書面審査の実施

実施委員会による書面審査を行い、契約候補者を選定する。

(3) その他

- ア 応募状況により、ヒアリングによる審査を実施する場合がある。
- イ 評価の結果は、提案者全員に文書により通知する。

ウ 提案者が一者となった場合、総合得点満点の6割を最低基準点と定め、最低基準点を超えた場合のみ契約候補者として選定する。

エ 実施委員会による採点が同点の場合、委員全員の協議により契約候補者を選定する。

9 参加資格の喪失

本企画競争において、企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで(契約候補者にあつては契約を締結するまで)の間に、次のいずれかに該当したときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は、契約候補者としての選定を取り消すこととなる。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は、満たさないこととなったとき
- (2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は、利害関係を有することとなったとき

10 失格事項

以下のいずれかに該当したものは失格とする。

- (1) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本提案説明書及び各様式にて定めた内容に適合しなかった者
- (2) 審査の公平性を害する行為をおこなった者
- (3) その他、本提案説明書等に定める手続き、方法等を順守しない者

11 参加資格等についての申立て

本企画競争において、参加資格を満たさない又は満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日(札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。)以内にその理由等について書面により求めることができる。

12 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日(札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。)以内に、自らの評価について書面により疑義の申し立てを行うことができる。

13 企画提案の著作権等に関する事項

(1) 企画提案の著作権

ア 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。

イ 本市が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画案を本市が利用（必要な改編を含む）することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。

ウ 提案者は、本市に対し、提案者が企画提案を創作したこと、及び、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

エ 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

オ 提出された企画提案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

(2) 成果物の著作権

ア 受託者は委託者に対し、当該事業の実施に係る成果物（以下、「本著作物」という。）に関連する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、譲渡するものとする。

イ 受託者は、成果物に関する著作者人格権を、委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。

ウ 受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したこと、及び、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害する者でないことを保証する。

エ 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

14 その他留意事項

(1) 企画提案に係る一切の経費については提案者の負担とする。

(2) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加を認めない。

15 各書類の提出先・問合せ先

担 当 札幌市経済観光局観光・MICE 推進部観光・MICE 推進課 中西、宗岡

住 所 〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 15 階

電 話 011-211-2376

F A X 011-218-5129

メール kanko@city.sapporo.jp

「評価項目及び評価基準表」

評価基準点は「5点：非常に優秀 4点：優秀 3点：普通 2点：やや劣る 1点：劣る」とし、「評価基準点×係数」により評価点を求めるものとする。

| 評価項目 | 評価内容 | 係数 | 評価点 |
|--------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|----|-----|
| ガイドの選定及び ガイド向けフイ ールド研修 (5-1)関係) | ガイドは今後札幌におけるATで活躍が期待できる人物であるか。 | 3 | 15 |
| | フィールド研修は、4(1)イ①に記載する目的達成のために、効果的な手法・内容となっており、また具体的で実現可能であるか。 | 3 | 15 |
| 新規 AT ツアーの 造成及びモニター ツアーの企画・実 施 (5-2)関係) | ツアー案は、AT客に効果的に札幌の魅力を訴求できるものとなっているか。 | 3 | 15 |
| | ツアー案は、ATTAに提唱される5つの体験価値や環境・社会文化・地域経済への貢献が十分考慮されたものとなっているか。 | 3 | 15 |
| | モニターツアーは、4(2)イ①に記載する目的を達成するにあたり、効果的な手法・内容となっており、また具体的で実現可能であるか。 | 3 | 15 |
| WEBサイトでのAT ツアーの紹介 (5- (3)関係) | 新規造成したATツアーの販路拡大をするため、ツアーを掲載するWEB媒体、掲載期間、商品掲載本数、販売促進計画は適切であるか。 | 2 | 10 |
| 効果・目標の妥当 性 (5-4) 関係) | 事業効果を測る指標が適切であり、目標の設定が妥当であるか。 | 1 | 5 |
| 体制・計画の適否 (5-5)関係) | 業務を遂行するための適切な業務体制が確保され、確実に遂行し得るスケジュールになっているか。 | 1 | 5 |
| 経費の妥当性 (5-6)関係) | 提案内容に対して積算額が妥当であるか。 | 1 | 5 |
| | | 合計 | 100 |